

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		04-04-01		戦略プラン		○協働 ○業務 ●財務 ○人事		
事務事業名		納税貯蓄組合連合会補助		部課名	区民生活部税務課	課長名	長田	
				担当者名	熊谷	内線	2313	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-03-01 納税貯蓄組合連合会補助						
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度		●昭和 ○平成 60年度		根拠	荒川区納税貯蓄組合補助金交付条例及び同規則			
終期設定		○有 ●無 年度		法令等				
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野	VII 計画推進のために					
		政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
		施策	03 税収の安定的な確保					
目的	納税貯蓄組合連合会が行っている区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進・税務行政への協力等の活動に対する補助金の交付。							
対象者等	納税貯蓄組合連合会 65組合、836人の連合組織							
内容	平成29年度における事業計画は下記の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ・租税教育推進への取組み ・納期内納税や振替納税制度の普及推進 ・e-TAX及びeLTAXの普及推進 ・広報活動の充実 							
経過	納税資金の備蓄と計画的な納税を企図した納税活動を目的とし、納税者の便宜を図る手段として、町内会や業者団体などを基盤として結成された任意団体に対し、昭和18年納税施行法が公布・施行された。昭和22年、この法律は廃止されたが昭和26年納税貯蓄組合法及び同施行令が制定・施行され、全国的に組合数・組合員数が急速的に増加した。昭和39年に納貯法の一部が改正され、納貯組合相互間の連絡調整や事業運営の指導育成などを担当する団体として納税貯蓄組合連合会制度が法制化され現在に至っている。補助金は、都では、昭和54年度までは単位組合に対して交付していたが、昭和55年以降は連合会に対する補助に変更された。荒川区では、納税貯蓄組合連合会に対し、昭和60年度から補助金を交付している。平成20年度は、荒川区が実施した口座振替新規加入促進キャンペーンに協賛団体（協賛金20万円）として参加した。平成21、22年度も引き続きキャンペーンに協賛した。							
必要性	納税貯蓄組合連合会の活動を支援することは、区民の納税意識の普及啓発を図るために欠かすことができない。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) ・納税貯蓄組合連合会の諸活動への一般補助、行事費及び研修費の補助、口座振替納税奨励等への補助							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	特別区民税普通徴収納期内納付率(%)	74.44	77.04	76.41	77.31	88.44	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度	税収の安定的な確保に必要であり、継続的に実施する。						
継続	継続							

予算・決算額の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		684	650	520	650	650	650	650
決算額 (30年度は見込み)		520	520	520	520	520	520	650
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
組合数 (組)		90	93	86	76	77	72	—
組合員数 (人)		1,337	1,313	1,039	952	943	897	—
中学生の税の作文の応募数		1,114	1,085	1,193	1,343	1145	1083	—
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	650

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	747	757	10	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	520	520	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	38	38	0	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,305	▲ 1,315	▲ 10
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,305	1,315	10	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,305	▲ 1,315	▲ 10
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,305	▲ 1,315	▲ 10	

行政費用においては、給与関係費が最も多い。

問題点・課題	問題点・課題の改善策
問題点・課題	区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進、税務行政への協力等、税務行政に関して積極的に関わる団体は他にはなく、区としても活動を支援していくことが必要である。一方で、補助金対象の活動については、事業所に対するeLTAXの推進、口座振替の推進等、区にとってより多くの効果を生むような事業を検討していく必要がある。具体的には、年3回、団体が主となって実施している街頭啓発活動を、より効果的なものにしていく必要がある。

問題点・課題の改善策	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	街頭啓発活動により納付への効果が期待できるため、平成29年度も実施していく。	口座振替推進のための街頭啓発活動や広報活動を実施した。	納付への一定程度の効果は期待できるため団体とともに街頭啓発活動を継続していく。
②			
③			

他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区）
未実施：杉並区	
議（会）質（問）状	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		04-04-02		戦略プラン		○協働 ○業務 ●財務 ○人事		
事務事業名		納税奨励費		部課名	区民生活部税務課	課長名	長田	
				担当者名	熊谷	内線	2313	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-03-02		その他奨励費				
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度		●昭和 ○平成		不明	年度	根拠		
終期設定		○有 ●無		年度	法令等			
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野	Ⅶ 計画推進のために					
		政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
		施策	03 税収の安定的な確保					
目的	区民税等の申告・納期限の周知を行うことにより、自主申告・納期内納税の促進を図る。また、特別徴収義務者に対する年末調整説明会を実施し、給与支払報告書の確実な提出を担保する。また、将来を担う児童・生徒が税金やその使い道に関心を持つような、税に対する啓発活動を行う。							
対象者等	納税義務者等							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年末調整説明会 税務署、都税事務所と共催で、給与支払報告書等の説明を行っている。 ・ たばこ小売業者に対する販促品の配布 （平成21年度からはたばこエチケットPR用品） ・ 税の作文・標語・絵はがきコンクールにおける区長賞の設定及び表彰 租税教育の一環として実施される納税貯蓄組合連合会主催の「中学生の税に関する作文」、間税会主催の「中学生の税の標語」、荒川法人会主催の「税に関する絵はがきコンクール」について、区長賞を設け、賞状及び記念品を贈呈している。 							
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成9年度までは、たばこ税の増収促進を図るPR用品の予算を計上していたが、平成10年度以降は財政的な面もあり休止した。平成12年度、平成13年度に議会に予算化する旨の陳情が出され、趣旨採択されたため、平成14年度からは、区民にできる区財政への協力策として、「区内でたばこを買うこと」のPRを主眼に販促品を配布を行っていた。近年は、たばこを取り巻く環境も大きく変化しており、平成21年度からは、たばこエチケットのPRにシフトチェンジして作成している。 ・ 申告期限周知ポスターの作成及び車内掲出は、平成13年度以降各区共同による印刷を行わない取扱いとなった。これを契機に見直しを行い、ポスターの作成・掲出は廃止した。 ・ 平成20年度から平成22年度まで新規口座振替加入を増加させるため、荒川区の友好都市の特産品を送る「口座振替キャンペーン」を納税貯蓄組合連合会の協賛を得て実施した。 							
必要性	自主申告、納期内納税の促進及び将来を担う児童・生徒の租税に対する意識の高揚ために必要な事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） （1）年末調整説明会実施（税務署、都税事務所との共催で実施） （2）税に関する中学生の作文 夏休み期間中募集 （3）たばこ税PR用品の配布							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	特別区民税納期内納付率(%)（納期限内完納額／調定額）	89.52	89.43	90.35	90.94	92.44	現年課税分（普徴・特徴・過年度合計）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
重点的に推進		重点的に推進		税収の安定的な確保に不可欠であり、優先度が高い。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		395	357	352	376	376	461	463
決算額(30年度は見込み)		327	334	342	362	371	351	463
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
ボックスバック(作成数)								
ポケットティッシュ(作成数)		37,000	37,000	37,000	35,500	35,500	35,500	35,500
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品費・印刷製本費(たばこ税PR物品等)	331	需用費	消耗品費・印刷製本費(たばこ税PR物品等)	313	需用費	消耗品費・印刷製本費(たばこ税PR物品等)	417
役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	11	役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	11	役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	12
使用料等	年末調整説明会場使用料	30	使用料等	年末調整説明会場使用料	27	使用料等	年末調整説明会場使用料	34

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		2,091	3,257	1,166		地方税		0	0	0
物件費		371	351	▲20	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		107	162	55	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲2,569	▲3,770	▲1,201		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		2,569	3,770	1,201	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲2,569	▲3,770	▲1,201		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲2,569	▲3,770	▲1,201		

行政費用においては、給与関係費が最も多い。物件費は主に需用費が占めている。

問題点・課題
 ○たばこ税PR用品は、税収確保と併せて環境への配慮、マナー向上等をPRしていく必要がある。
 ○賦課事務の効率化、正確性の向上のために、給与支払報告書等区への提出資料について、期限の順守、eLAXの利用促進等について積極的にPR広報活動を行っていく必要がある。
 ○特別徴収義務者の制度の理解不足による異動届の未提出等が課題となっており、年末調整説明会において制度の周知徹底を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	たばこ事業者から、事業者単位での申告を行いたい旨の申入れが国へあった。国・都と連携したうえで対応方法を検討する。	税務署及び都と協議し、区内の事業者について、申出に基づき事業者単位での対応を実施した。	税制改正により、たばこ税率の引上げ等がされるため、適切に申告が行われるよう、税務署、都、納税義務者と緊密に連携を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 0 区 不明 22 区)
議(要質)問状	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	04-04-03		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	区税過誤納金還付金		部課名	区民生活部税務課		課長名	長田
			担当者名	大河内		内線	2327
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-04-01	過誤納金還付金					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	25年度		根拠	地方税法第17条		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度		法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅶ		計画推進のために			
	政策	15		目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進			
	施策	03		税収の安定的な確保			
目的	税額変更等による過誤納金に対応するための資金						
対象者等	過誤納金還付金対象者						
内容	<p>所得税の更正・決定等による前年度以前に収納した特別区民税に係る過誤納金の還付及びそれに伴う還付加算金の支出。</p> <p>（過誤納金） 過納金と誤納金に区分され、過納金は納付の時には課税額を超過することなく納められていたものが、後の減額更正等により変更されたことにより超過納付となるものをいう。誤納金は、二重納付等により納めるべき税額を超えて納付がなされた場合の超過額である。</p> <p>（還付加算金） 過誤納金を還付する際に、それに係る利子として年7.3%の割合で加算するものを還付加算金という。但し、平成26年からの特例措置として前々年10月から前年9月までの各月における国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の合計を12で割った割合として前年12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合となった。平成29年は1.7%である。加算金の額は、事由により起算日が異なるため日数に応じて算出する。</p>						
経過	<p>【平成17年度】税法改正に伴う配当割・株式等譲渡所得割の創設により、新たな還付金が生じることとなり、これに充当する財源については、交付金として歳入計上している。</p> <p>【平成20年度】税源移譲に伴う所得変動に係る還付金として1億9,700万円を歳出計上した。</p> <p>【平成26年度】景気状況の改善に伴い、配当所得・株式譲渡所得が増え過去の損失の相殺することにより生じる配当割・株譲渡所得割に係る還付金が急激に増額となった。</p> <p>【平成27年度】還付金の支払いについて、これまではシステム上の制限で支払手続きに過誤納者からの申請が必要であったが、システム変更を機に、区民税の支払いに口座振替を利用している者に限り、過誤納者からの申請手続きなしに、口座振替による還付金の支払いができるようになった。</p> <p>【平成29年度】特徴推進開始により、普通徴収の還付金減、特別徴収の還付金増となった。</p>						
必要性	法の規定による事業である。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>過誤納金を生じた者に対し通知し、還付（窓口払、口座振込、振替充当）措置をする。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		52,265	49,600	71,563	83,017	76,200	75,100	66,600
決算額(30年度は見込み)		46,192	48,228	65,812	80,637	54,897	52,185	66,600
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
償還金利息等	過誤納金還付金	54,897	償還金利息等	過誤納金還付金	52,185	償還金利息等	過誤納金還付金	66,600

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	8,963	9,267	304		地方税	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	28,531	21,856	▲ 6,675	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	54,897	52,185	▲ 2,712	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	28,531	21,856	▲ 6,675	
	賞与・退職給与引当金繰入額	460	462	2	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 35,789	▲ 40,058	▲ 4,269	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	64,320	61,914	▲ 2,406	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 35,789	▲ 40,058	▲ 4,269	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 35,789	▲ 40,058	▲ 4,269	

備考 行政費用においては、償還金利息及び割引料としての補助費等が最も多い。

問題点・課題 ○還付金が生じる原因は所得税の更正、決定によるものが大半を占める。当初以外にも随時対応しているため、当初予算額では不足が生じ、予備費充用等の事態も起きる可能性がある。
○景気回復により増加していた配当所得及び株式譲渡所得に係る還付金の実績は、過去の損失と相殺できる繰り越しの年数(3年)を超えたため減となったが、景気に左右される傾向にあるため、今後も動向を見極める必要がある。
○特別徴収義務者の異動届の未提出を原因とする特別徴収の還付金が増えている。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特徴推進の影響、配当割・株式譲渡所得割に係る還付金の増減を見極め、適正な予算計画を立てる。	配当割・株式譲渡所得割に係る還付金は減、普徴の還付金は減、特徴の還付金は増となり、全体としては減となった。	異動届の未提出等による特徴事業者の誤納を抑制し、過誤納金の発生を減らす。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議(会)質(問)状	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		04-04-04		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input checked="" type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		自動車臨時運行許可事務費		部課名	区民生活部税務課	課長名	長田	
				担当者名	金森	内線	2312	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-05-01		自動車臨時運行許可事務費				
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 30年度		根拠		道路運送車両法及び施行規則、区手数料条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅶ		計画推進のために				
	政策	15		目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進				
	施策	03		税収の安定的な確保				
目的	自動車検査証の有効期間の満了等の際、自動車を行政庁(区)の許可により特例的に運行できることとする。車検を受ける者等の利便を図る。							
対象者等	区民全般並びに自動車ディーラー等							
内容	臨時運行許可対象自動車 ① 自動車登録ファイルに登録を受けなければならない自動車（法第4条） ア 普通自動車 イ 小型自動車（二輪の小型自動車は除く） ウ 大型特殊自動車 ② 運輸大臣の行う検査を受けなければならない自動車（法第58条） ア 上記の自動車 イ 二輪の小型自動車 ウ 検査対象軽自動車 ①及び②の自動車を臨時的に運行する者に対して、自動車臨時運行許可証を与え、同番号標（仮ナンバー）を貸与する。（有効期間：原則5日間）							
経過	平成6年1月から区民事務所においても取扱いを開始した。 平成9年度から許可手数料が750円（改正前650円）となった。 平成12年4月から法定受託事務となった。							
必要性	法の規定による事業である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営 ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） 申請に基づき許可証と自動車臨時運行許可番号標(仮ナンバー)を貸与する。 （許可条件）① 許可対象自動車であること。② 荒川区内を走行すること（一部でも可）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続実施する。						

予算・決算額の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		49	42	48	48	42	41	39
決算額(30年度は見込み)		46	41	42	42	40	39	39
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	許可件数(区民事務所分を含む)	524	532	496	507	493	487	
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品費	40	需用費	消耗品費	39	需用費	消耗品費	39

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,098	1,114	16		地方税	0	0
	物件費	40	39	▲1	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	166	143	▲23	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	166	143	▲23	
	賞与・退職給与引当金繰入額	56	55	▲1	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲1,028	▲1,065	▲37	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,194	1,208	14	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲1,028	▲1,065	▲37	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲1,028	▲1,065	▲37	

備考

行政費用においては、給与関係費が最も多い。物件費は全て需用費である。

問題点・課題

○未返却者への対応について、返却を促す電話をしてもつながらないことが多いため、貸し出す際に複数の連絡先を聞いておく。また、返却についての説明をしっかりと行うなどの対策をする。督促等で繰り返し連絡をしても返却がない場合、引き続き必要に応じて警察への通報を行う等の対策を検討する。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	貸し出す際に、複数の連絡先を聞いておく。また、未返却者への対応について強化等を検討する。	貸し出し時に連絡先を複数聞き、返却方法の説明を丁寧に行ったことにより、昨年度よりも返却の遅れが少なくなった。	貸し出し時に使用方法や返却方法について口頭だけでなく、文書でもお知らせすることにより、さらに周知徹底を図る。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議(要旨)問状			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		04-04-05		戦略プラン		○協働 ○業務 ●財務 ○人事		
事務事業名		区税賦課徴収事務費		部課名		区民生活部税務課		
				課長名		長田		
				担当者名		吉田、市村、荒川		
				内線		2324・2336		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01 賦課徴収事務費						
		01-01-02 区税等の支払方法の拡充						
		01-01-03 電子申告システム運用事業						
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度		●昭和 ○平成 25年度		根拠		地方税法等		
終期設定		○有 ●無 年度		法令等				
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分		○計画 ●非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅶ 計画推進のために				
		政策		15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進				
		施策		03 税収の安定的な確保				
目的		区民税等の賦課徴収に要する事務経費						
対象者等		納税義務者等						
内容		<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等に基づき、区民税、軽自動車税等の課税を行い、それらの区民税の収納管理（収納確認、還付・充当）、徴収事務（督促・催告、財産調査、滞納処分等）を行う。 ・区税賦課徴収事務費の主なものは、滞納整理支援システム、コンビニ、クレジットカード等の支払方法、徴収嘱託員への報酬、電子申告システムに係る経費等がある。また区民税の納税通知等の各種印刷物の作成、それらの発送に係る郵送料のほか、区民税・軽自動車税等の収納テープ作成に係る委託料等である。歳入（特定財源）に関しては、都からの都民税払込分、諸収入の延滞金等である。 						
経過		<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度から滞納整理支援システムを導入 ・平成15年度から徴収嘱託員制度を導入 ・平成21年度から公的年金からの区民税の特別徴収が義務化された。 ・平成21年度から税務専門指導員を配置し、滞納整理事務に関する専門指導・助言を実施。 ・平成21年7月納付案内センターを開設。滞納者を出さない取組みとして電話による納付案内を実施。 ・平成22年度5月からコンビニ収納、ペイジー収納、クレジットカード収納及びモバイルレジ収納を導入 ・平成23年度からインターネット公売開始 ・平成28年度に不動産の公売を実施 特別徴収義務者に対する搜索実施 ・平成29年度からオール東京での特別徴収の徹底を開始 自動車の差押・取上及び公売を実施 						
必要性		区財政を支える区税収入を安定的に確保するために必要となる経費である。						
実施方法		（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	特別区民税現年課税分徴収率(%)	97.87	98.18	98.09	98.25		99.08
	②	特別区民税滞納繰越分徴収率(%)	31.01	32.44	31.55	32.62		49.24
③	特別区民税普通徴収納期内納付率(納期内納付額/調定額)(%)	74.44	77.04	76.41	77.31	88.44		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
重点的に推進		重点的に推進		税収の安定的な確保に不可欠であり、優先度が高い。				

予算・決算額の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		106,655	96,082	107,267	110,211	127,521	284,931	204,754
決算額(30年度は見込み)		94,780	90,433	105,233	100,122	113,077	151,246	204,754
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	区税収入の推移(千円)	14,928,955	15,393,555	15,820,130	16,107,268	16,724,726	16,890,444	16,620,296
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬/共済費/旅費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	19,589	報酬/共済費/旅費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	19,474	報酬/共済費/旅費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	21,640
一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	13,599	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	13,540	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	16,327
報償費/食糧費	報償費、食糧費	3	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	48,434	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	79,801
役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	42,266	委託料	その他の委託料	64,924	委託料	その他の委託料	77,160
委託料	その他の委託料	32,596	使用料及び賃借料	課税複写機使用料	156	使用料及び賃借料	課税複写機使用料	166
使用料及び賃借料	課税複写機使用料	146	負担金補助及び交付金	その他の負担金	4,718	負担金補助及び交付金	その他の負担金	5,243
負担金補助及び交付金	その他の負担金	4,878						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目	28年度	29年度	差額
		給与関係費	237,152	309,358			72,206	地方税	16,667,525
物件費	88,749	127,195	38,446	国庫支出金	0	0	0		
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0		
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0		
補助費等	▲ 4,095	▲ 6,276	▲ 2,181	使用料及び手数料	8,633	8,768	135		
減価償却費	0	0	0	その他	115,847	94,837	▲ 21,010		
不納欠損・貸倒引当金繰入額	44,069	78,366	34,297	行政収入合計(a)	16,792,005	17,001,949	209,944		
賞与・退職給与引当金繰入額	11,163	14,444	3,281	行政収支差額(a)-(b)=(c)	16,414,967	16,478,862	63,895		
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0		
行政費用合計(b)	377,038	523,087	146,049	通常収支差額(c)+(d)=(e)	16,414,967	16,478,862	63,895		
特別費用(g)	1,596	62,381	60,785	特別収入(f)	1,949	1,758	▲ 191		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	353	▲ 60,623	▲ 60,976	当期収支差額(e)+(h)	16,415,320	16,418,239	2,919		

備考 行政費用の主なものは、給与関係費と物件費であり、物件費は主に賦課徴収事務費事業の委託料及び役務費が占めている。行政収入における「その他」は地方税の延滞金である。

問題点・課題

○徴収率向上のため、納期内納付が見込まれる口座振替の勧奨等の取組を強化するとともに、未納者に対しては、早期に財産調査等により生活実態を十分調査したうえで、滞納整理に着手していく必要がある。
○滞納の発生を抑制するために、特別徴収(給与天引き)及び口座振替の比率を高めていく必要がある。
○特別徴収義務者の滞納の発生を抑制するため、丁寧な相談を行う必要がある。また、平成31年10月導入予定の電子納税への対応など、納入の利便性の向上について検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特別徴収義務者の増加に伴い、財産調査・滞納処分の強化・拡充を図ることで、新たな滞納の発生を抑制する。	特別徴収義務者の未納者に対して一斉催告を行うなど、新たな滞納が発生しないよう抑制強化に取り組んだ。	特別徴収義務者の未納者に対しては、財産調査・滞納処分等の滞納整理に早期着手する。
②	新たに特別徴収義務者に指定した事業所に対し、具体的な手続き等の周知活動を行い、制度の理解不足で生じる未納等を防止する。	特別徴収義務者宛の督促状や催告書に、制度についての説明文を同封するなど、周知活動を強化した。	特別徴収義務者に対する制度の周知については、きめ細やかな対応を引き続き行っていく。
③			

他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
議(会)質(問)状			